

1 みえ木材利用方針（最終案）の策定について

（1）策定の背景

- ・令和3年4月1日、「三重の木づかい条例」が施行された。
- ・本条例には、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために木材利用方針を定めることが規定されており、この規定により「みえ木材利用方針」を策定するものである。
- ・策定に当たっては、「公共建築物等木材利用促進法」に基づく現行の「みえ公共建築物等木材利用方針」の内容に、新たに本条例に定める事項を追加し、新たな方針として策定する。

（2）これまでの経緯

- ・ 5月31日 県産材利用推進本部会議で中間案審議
- ・ 6月22日 環境生活農林水産常任委員会で中間案説明
- ・ 6月23～30日 県産材利用促進に関する条例検討会の各委員から意見聴取
- ・ 7月15日 関係団体等から意見聴取
(三重県建築士会、三重県建築士事務所協会、三重県建設業協会、三重県森林組合連合会、三重県木材組合連合会、みえ木造塾、三重大学)
- ・ 8月11～26日 常任委員会各委員に最終案説明

（3）中間案からの修正点

推進本部会議における協議や県議会及び関係団体等からの意見を踏まえ、県が整備する公共建築物における木質化の目標や関係団体との協議の場の整備にかかる事項等について、中間案から見直しを行った。

【 修正内容 】

- 「第2の1(3)公共建築物における木材利用の推進のための施策の具体的方向」
 - ・ 木質化を行う部分の具体例として「玄関、受付、ロビー、教室、廊下等」を追記
 - ・ 目に触れる機会が多い場所について、原則として木質化を図る旨を記述
 - ・ 市町における木材利用の推進を図るために県が講じる措置を記述
- 「第3の1 建築物以外の分野における木材利用の推進に関する事項」
 - ・ 公共土木施設等の具体例を追記
- 「第6の1 県の木材の調達に関する事項」
 - ・ 近接した地域で製材・加工された木材を優先的に使用する旨を記述

○「注記」

- ・作り付けの設備の室内に面する部分等に木材を利用することも、木質化に該当する旨を記述

○「別記1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標」

- ・「木造化がなじまない施設」の具体例を追記
- ・新築等及び模様替えにおいて、木質化された施設の定義を記述
- ・木質化施設率算定の対象外として「木質化が困難な施設」を追記

○「別記3 体制の整備」

- ・三重県木材利用推進連絡会の関係主体に「消費者関係団体」を追記
- ・「建築施工関係団体」を「建築設計関係団体」「建設関係団体」に修正

(4) 方針に基づく県の取組

- ① 公共建築物における木材利用を進めるため、県が整備する低層の公共建築物については、原則として木造化を図る。また、木造・非木造にかかわらず、県民の目に触れる機会が多い場所について、原則として木質化を図る。
さらに、民間の建築物における木材利用を推進するため、社会福祉施設、教育施設等の公共建築物に加え、新たに事業者の社屋、個人住宅等も方針の対象とする。
- ② 防護柵及び工事用仮設物等の公共土木施設、家具・消耗品等、建築物以外の分野における木材利用を推進するほか、木材の利用拡大のための研究及びその成果、技術等の普及、人材の育成及び確保、県産材の魅力向上の促進及び国内外への販路拡大に取り組む。
- ③ 森林教育及び木材利用の推進に係る普及啓発等を通じ、木材の持つ魅力や「木を使う」ことの意義等の理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努める。
- ④ 県が整備する公共建築物における木材利用の目標として、新たに定量的な数値目標を設定するとともに、民間における木材利用の目標に、新たに木づかいに取り組む民間事業者等の登録数を設定する。
- ⑤ 当方針に基づく施策の実施状況を毎年1回取りまとめ、三重の森林づくり基本計画に基づく実施状況報告とあわせて議会に報告するとともに、公表を行う。
- ⑥ 木材利用の推進に関する取組を効果的に実施するため、県の部局等の枠を超えた推進体制として「三重県県産材利用推進本部」を位置付ける。また、関係主体との協議の場として、森林・林業・木材産業関係団体、建築関係団体等で組織する「三重県木材利用推進連絡会」を設置する。